

News Release

令和5年2月22日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株)セレスポ佐賀営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)セレスポ佐賀営業所 (佐賀市栄町2-8 さかえヤマトビル403)

(本社: 東京都豊島区北大塚1-21-5)

・役務-建設関係賃貸借・その他賃貸借・その他

(テント賃貸借、什器備品の貸出、イベント・プロモーション・スポーツ大会・式典・レクリエーションの企画、会場設営、運営および進行、ほか会場設営用室内外装飾)

2 指名停止期間

2月24日から7月23日まで 5か月

3 指名停止理由

(株)セレスポは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札において、令和5年2月8日に、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で、同社の役員が東京地検特捜部に逮捕されたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表2第9項(競売入札妨害又は談合)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲で措置することとなり、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第6号(代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき)の加算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、

5か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績
実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1361）